

〔平成 31 年度〕

自動販売機設置事業者募集要項

平成 31 年(2019 年)3月1日(金)実施

この募集に参加するには、事前に申込みが必要です。

この募集要項をよくお読みください。

平成 31 年2月

越谷・松伏水道企業団

自動販売機設置事業者募集要項

越谷・松伏水道企業団では、企業団庁舎前に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集します。募集に参加される方は、本募集要項及び仕様書をよくご覧になり、内容をご承知のうえ、お申込みください。

1 目的

越谷・松伏水道企業団庁舎前への自動販売機の設置

2 貸付物件

① 貸付場所 自動販売機設置貸付場所

貸付物件名	所在地	貸付面積	設置台数
越谷・松伏水道企業団 庁舎前	越谷市越ヶ谷三丁目 5番22号	2.00㎡ (W:2.00m×D:1.00m)	1台

② 貸付期間 **平成31年(2019年)4月1日から平成34年(2022年)3月31日まで** **(3年間・更新なし)**

③ 外形寸法 概ね、幅1,400mm×奥行900mm×高さ2,000mm以内

④ 最低貸付料 貸付けによる最低貸付料は、過去の実績、需給の状況等を考慮して適切に算定した額とする。

(注) 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分、放熱余地を含みます。また、自動販売機の種類によっては、商品の補充や維持管理のため扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらに支障がないか申込前に設置予定場所の確認をしてください。

3 入札参加資格

(1) 次のすべてに該当する個人又は法人は、(2)に該当する場合を除き、入札に参加することができます。

① 個人の場合は越谷市又は松伏町内に住所を有し、法人の場合は埼玉県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。

② 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有し、かつ本入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営をする自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等（庁舎その他の建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地）に設置した実績があること。

③ 一般競争入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、越谷・松伏水道企業団建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年3月29日要綱

第3号)に基づく指名停止、越谷・松伏水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成25年3月15日告示第6号)に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑥ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- ⑦ 埼玉県税及び各市町村税の未納がないこと。

(2) 次のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人)及び破産者で復権を得ない者
- ② 次のいずれかに該当する者(その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - (ア) 越谷・松伏水道企業団との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 越谷・松伏水道企業団の競争入札又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が越谷・松伏水道企業団と契約を締結すること又は越谷・松伏水道企業団との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により越谷・松伏水道企業団が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて越谷・松伏水道企業団との契約を履行しなかった者
 - (カ) アからオまでの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 自動販売機の設置条件

- (1) 飲料用自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の施設使用形態
地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎等の敷地に余裕がある部分を貸し付ける方法により行います。
- (2) 貸付期間
募集要項2貸付物件の②貸付期間のとおりとし、貸付契約の更新は認めないものとします。土地の貸付契約は、民法(明治29年法律第89号)第601

条の規定に基づく賃貸借契約によるものとします。

(3) 貸付料

入札書に記載された金額をもって貸付料とします。

(4) 必要経費

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については越谷・松伏水道企業団の指示に従っていただきます。
- ② 管理費（電気料金を含む。）は、自動販売機1台あたり年額50,000円（税抜き）とし、貸付年度の費用として、貸付料と同時に一括して納入していただきます。
- ③ 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

- ① 自動販売機は、設置貸付場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置すること。また、転倒防止対策も併せて行うこと。
- ② 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。
- ③ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機とすること。
- ④ 災害発生時に自動販売機内の飲料を取り出すことができる販売機（電源喪失時においてでも稼働する災害救助ベンダー）とすること。また、災害発生時に越谷・松伏水道企業団が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 入札条件を遵守し、貸付料及び管理費（以下「貸付料等」という。）を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ③ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、越谷・松伏水道企業団の指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に越谷・松伏水道企業団と協議を行うこと。

- ⑤ 他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売し、定価（標準小売価格）から10円以上割引いた価格とすること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際しては、設置事業者は一切の補償を越谷・松伏水道企業団に請求することができません。

5 一般競争入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書（様式第1号）を提出しなければなりません。また、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書提出期間

平成31年(2019年)2月18日(月)から平成31年(2019年)2月22日(金)
午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 一般競争入札参加申込書の提出方法及び提出場所

一般競争入札参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、越谷・松伏水道企業団総務課まで持参してください。なお、郵送、電話、ファックス及びインターネットなどによる受付はいたしません。

6 質問及び回答

公告及び募集の内容等に対する質問及び回答は次により行います。

(1) 質問期限

平成31年(2019年)2月12日(火)から平成31年(2019年)2月13日(水)
午前9時から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く。)

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、様式第2号の質問書により越谷・松伏水道企業団総務課へ直接持参して提出してください。

(3) 回答日

平成31年(2019年)2月15日(金)

(4) 回答方法

越谷・松伏水道企業団総務課において回答書(様式第3号)を閲覧に供します。

7 入札保証金・契約保証金

免除

8 入札金額

- (1) 入札金額は、募集要項4自動販売機の設置条件(2)の貸付期間中の「貸付料の総額(3年間分の総額)」を記入してください。
- (2) 落札決定に当たっては、落札価格をもって契約金額とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札

- (1) 入札は所定の入札書(様式第4号)を使用します。入札書を封筒に入れ「封印」し、貸付物件名、設置所在地、入札者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者名)を封筒に表記しなければなりません。

[記入例]

封筒(表)

〔貸付物件名〕	越谷・松伏水道企業団庁舎前
〔設置所在地〕	越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

封筒(裏)

〔所在地〕	〇〇市△△町4丁目2番1号
〔名称〕	株式会社 □□□商事
〔代表者名〕	代表取締役 〇〇△△ ㊟

- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に

押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。
なお、入札金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札書は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) (1)～(5)に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ① 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - ② 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - ③ 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
 - ④ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - ⑤ 談合情報どおりの結果となった入札
 - ⑥ 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
 - ⑦ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
 - ⑧ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認がたいもの、入札押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他記載事項が確認できないもの
 - ⑨ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - ⑩ 最低貸付料未満の入札
 - ⑪ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - ⑫ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (7) 入札参加者の事前公表は行いません。

10 入札の基本事項

- (1) 入札参加申込をされた方は、(6)入札日時及び(7)入札場所に記載する日時及び場所において入札書を提出していただきます。この入札に参加されない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵便、ファックス及びインターネットなどでの提出は受付いたしません。
- (2) 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、最低貸付料以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札候補者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。

- (4) 最低貸付料を事前公表した場合の1件の入札に係る入札執行回数は、1回とし再入札は行わないものとします。
- (5) 入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式第5号）に必要事項を記載のうえ入札日前日までに越谷・松伏水道企業団総務課まで提出してください。
- (6) 入札日時
平成31年(2019年)3月1日（金）午後1時から
- (7) 入札場所
越谷・松伏水道企業団4階大会議室
- (8) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を越谷・松伏水道企業団総務課で公表します。

1.1 資格確認書類の提出

開札終了後、落札候補者は次に掲げる資格確認書類を落札候補者の決定を受けた日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に越谷・松伏水道企業団総務課まで持参により提出してください。なお、期限までに提出がないときは、当該落札候補者のした入札は無効とします。

【提出書類（資格確認書類）各1部】

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第6号）
- ② 委任状（代理人により契約する場合）
- ③ 誓約書（様式第7号）
- ④ 証明書類（発行日から1か月以内のもの）
 - 〔法人の場合〕 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書
 - 〔個人の場合〕 住民票、印鑑登録証明書
- ⑤ 埼玉県税及び市町村税の未納がないことの証明書（発行日から1か月以内のもの）
 - (ア) 県税について（埼玉県各県税事務所が発行する証明書）
 - 〔法人の場合〕
 - 「法人県民税」、「法人事業税」及び「自動車税」の納税証明書で、
【未納の税額がないこと用の証明書】
 - 〔個人の場合〕
 - 「個人事業税」及び「自動車税」の納税証明書で、
【未納の税額がないこと用の証明書】
 - (イ) 市町村税について（営業所等を所轄する各市町村が発行する納税証明書）
 - 〔法人の場合〕
 - 「法人市民税」及び「固定資産税・都市計画税」の各納税証明書

〔個人の場合〕

「市県民税」及び「固定資産税・都市計画税」の各納税証明書

(注) 申請日の直前年度分(法人市民税は直近の事業年度分)で発行日から1か月以内のもの。

- ⑥ 入札公告の日から過去2年以内に、国、地方公共団体に自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明するもの

「国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約等の実績一覧」及び「契約書の写し」

- ⑦ 設置する自動販売機の仕様書、カタログ及び災害救援機の操作マニュアル

1.2 資格確認結果の通知

落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定したうえ、当該落札者に通知します。落札候補者が資格なしとなった場合は、次の入札価格の高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行います。資格がないと認められる場合は、一般競争入札参加不適格通知書(様式第8号)により、その理由をつけて通知します。

なお、落札候補者が資格なしとなった場合は、次の順位の者から適格者が確認できるまで順次審査を行うので、資格確認書類を求められた場合は、求められた日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に越谷・松伏水道企業団総務課まで持参してください。期限内に資格確認書類を提出しないときは、無効とします。

1.3 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

1.4 契約の締結

- (1) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (2) 貸付契約は入札参加者名で行います。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに越谷・松伏水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、越谷・松伏水道企業団は一切の損害賠償の責を負いません。

15 貸付料等の納付

貸付料等の納付は、貸付期間中の年度ごとに、越谷・松伏水道企業団の発行による納入通知書により当該年度分を一括納付していただきます。

16 その他

- (1) 募集要項9により実施された入札で落札者がなかったとき、越谷・松伏水道企業団総務課は入札参加者のうちから希望を募り、契約の交渉に入ることがあります。
- (2) 落札者の都合で契約を辞退したとき、又は同一の者が複数の物件の落札者となり、一部物件の契約を辞退したときは、辞退した日から2年間は越谷・松伏水道企業団総務課が実施する入札に参加することができません。

17 問合せ先

〒343-8505

越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

越谷・松伏水道企業団総務課庶務担当

電話 048-966-3931 (代)

自動販売機設置貸付に係る仕様書

1 貸付場所、貸付面積及び設置台数

- ①貸付面積には放熱余地、回収ボックス等の設置部分を含み、設置台数は1台とする。
- ②管理、美観等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することもある。

2 貸付期間

平成31年(2019年)4月1日から平成34年(2022年)3月31日まで(更新なし)

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

(1)大きさ及びデザイン

- ①大きさは、概ね、幅1,400mm×奥行900mm×高さ2,000mm以内とする。
- ②デザイン(外観色を含む)は、周辺環境に配慮した外観色とし、グレー又はホワイトなどの単色で公共機関にふさわしいものとする。

(2)環境対策

①省エネルギー対策

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②フロン対策

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3)安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4)災害対策

災害発生時に自動販売機の飲料を取り出すことができる販売機（電源喪失時においても稼働する災害救助ベンダー）とする。また、災害発生時に越谷・松伏水道企業が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供するものとする。

(5)使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置原則として、自動販売機1台に2個（缶用・ペットボトル用等）の割合で自動販売機脇に設置する。

②回収ボックスの規格

ア 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

③使用済み容器等の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

(6)自動販売機の設置及び管理運営

①商品の補充、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④日常管理を行う管理者の連絡先（管理者名、住所、電話番号）の記載のあるステッカー（縦5cm以上×横14cm以上）を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付する。

4 販売商品の種類及び価格

(1)種類 清涼飲料水全般（酒類は除く。）で、缶及びペットボトル等の密閉性の高いものとする。

(2)価格 メーカー希望小売価格から10円以上割引いた価格とする。

5 貸付料

貸付料は、入札書に記載された金額とする。

6 管理費

管理費（電気料金を含む。）は、設置する自動販売機1台あたり年額50,000円（税抜き）とする。この管理費は、貸付年度の費用として、貸付料と同時に一括して越谷・松伏水道企業団から設置者に請求する。

7 売上手数料

売上手数料は、徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して越谷・松伏水道企業団の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

越谷・松伏水道企業団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

①越谷・松伏水道企業団の責に帰することが明らかな場合を除き、越谷・松伏水道企業団はその責を負わない。

②設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 その他

①仕様書に記載のない事項については、越谷・松伏水道企業団と協議すること。

②商品構成、設置場所及び設置工事等については、事前に協議を行うこと。

様式第1号

一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先)

越谷・松伏水道企業団企業長

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

平成 年 月 日付で入札公告のありました下記の物件の一般競争入札に参加を申込します。

記

1 貸付物件名

2 設置所在地

3 貸付期間

平成31年(2019年)4月1日から平成34年(2022年)3月31日まで

様式第2号

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先)

越谷・松伏水道企業団企業長

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

連絡先

質問事項

様式第3号

回 答 書

平成 年 月 日

様

越谷・松伏水道企業団企業長

印

質 問 事 項	回 答

様式第4号

入札書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

貸付物件名

設置所在地

自動販売機設置事業者募集要項、仕様書、物件調書に記載された内容を全て承知のうえ、入札します。

なお、談合情報どおりの結果となった入札は、無効となることに同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者名)

(あて先) 越谷・松伏水道企業団企業長

- 備考
1. 入札金額は、金又は〒字を冠し、「貸付期間の総額(3年間の総額)」を記入すること。
 2. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、**見積もった契約希望金額**を入札書に記載すること。
 3. 文字は明確に記載し、訂正又は抹消した箇所には押印すること。なお、入札金額の訂正はできません。

様式第5号

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

(あて先) 越谷・松伏水道企業団企業長

住 所

氏 名 ⑩

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者名)

下記物件について入札の参加を申込みしましたが、下記理由により入札を辞退します。

記

- 1 貸付物件名
- 2 設置所在地
- 3 入札年月日
- 4 辞退理由

様式第6号

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 越谷・松伏水道企業団企業長

住 所

氏 名 ⑩

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者名)

下記入札において、落札候補者となりましたので、一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札日 平成 年 月 日
- 2 貸付物件名
- 3 設置所在地
- 4 添付書類

【記載責任者・連絡先等】

- 1 責任者
- 2 部・課名
- 3 電話番号

(注) 添付書類は、公告及び別紙記載要項で指定された書類名を記入してください。

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 越谷・松伏水道企業団企業長

住 所

氏 名 ⑩

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者名)

下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴団
体が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しておりません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 現在、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておられません。
- 4 現在、越谷・松伏水道企業団建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止、越谷・松伏水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けておりません。
- 5 現在、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定に該当しておりません。

様式第8号

一般競争入札参加不適合通知書

第 号
平成 年 月 日

様

越谷・松伏水道企業団
企業長 (印)

平成 年 月 日付けで申請のありました一般競争入札参加資格について審査の結果、下記のとおり不適合と認められましたので通知します。

記

- 1 入札公告日 平成 年 月 日
- 2 入札日 平成 年 月 日
- 3 貸付物件名
- 4 設置所在地
- 5 理由

物 件 調 書

(自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所等)

区 分	内 容
1 施設名称	越谷・松伏水道企業団
2 所 在 地	越谷市越ヶ谷三丁目5番22号
3 設置場所	庁舎1階正面玄関前(屋外)
4 施設概要	開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで 開 庁 日：次の閉庁日を除く毎日 ①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③年未年始(12月29日から1月3日)
5 販売実績	平成28年度(平成28年4月～平成29年3月) 15,938本(1年間) 平成29年度(平成29年4月～平成30年3月) 13,659本(1年間) 平成30年度(平成30年4月～平成30年12月) 8,832本(9か月)
6 設置条件等	①販売品目は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック等の密閉容器の清涼飲料水としてください。 ②割引販売としてください。(価格設定については、市場価格を基に価格設定してください。) ③自動販売機の色は、白、グレー等を基調とした色にしてください。 ④災害時において、本体に残っている飲料を無償提供できる機能を備えてください。 ⑤空容器回収ボックス内に捨てられた物は、すべて回収・処理し常に清潔にしてください。
7 その他	災害対応型自動販売機

※物件調書は、施設の参考資料としてお使いください。なお申込を行う場合は必ず現地で確認してください。